

## 令和 8 年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業 公募型プロポーザル募集要領

### 1. 目的

市では 2050 年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、ゼロカーボンシティの目標達成に向けて、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減を推進していくため、その実行計画として「南相馬市ゼロカーボン推進計画」を策定したところである。

「南相馬市ゼロカーボン推進計画」では、2030 年度までに再生可能エネルギーを導入する公共施設の割合を 50%以上と掲げており、本事業は、PPA方式※により、公共施設に太陽光発電設備を設置し、市へ電力を供給する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により実施するもの。

#### ※ P P A 方式

対象施設等に、発電事業者が自己負担により太陽光発電設備及び附帯設備を設置、所有した上で運転・維持管理等を行い、発電した電力を対象施設等に供給する契約方式

### 2. 事業概要

事業の概要は、次のとおりとする。

項 目	内 容
事業名	令和 8 年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業
事業内容	<p>事業者は、自身の負担により、鹿島生涯学習センター（以下「当該施設」という。）へ太陽光発電設備等を導入し、履行期間において運転、維持管理を行い、市は、太陽光発電設備から供給される電力を対象となる施設で使用し、使用した電力量に応じて代金を支払う（PPA方式）。</p> <p>本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に基づき、事業者に対して市から予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>なお、本事業の詳細は、別紙仕様書のとおりとする。</p>
事業期間	<p>(1) 設備等設置工事 令和 9 年 3 月 31 日（水）までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。</p> <p>(2) 事業期間 契約開始から設備の撤去完了までを事業期間とする。設備の事業期間は、運転開始から最長 20 年とし、電力供給開始は令和 9 年 4 月 1 日（木）を予定する。</p> <p>ただし、上記の (1) 設備等設置工事、(2) 事業期間において、行政許認可調整、資材納期、国庫補助事業等の理由により、設備の導入時期を変更する場合には、市と事業者で協議のうえ、決定する。</p>

対象施設	鹿島生涯学習センター（農村環境改善センター）：南相馬市鹿島区寺内字迎田 2 2
契約単価等	<p>(1) 市は、運用期間中、当該施設に供給された電力使用量に、契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。</p> <p>(2) 電気料金は、事業者から市に毎月、請求する。</p> <p>(3) 契約単価構成は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価を設定できないものとし、基本料金単価の設定および最低使用料金の設定は、行わないものとする。</p> <p>(4) 契約単価には、発電設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。また、施設の使用料については「南相馬市行政財産使用料条例」に則り、発生しない。なお、契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。</p> <p>(5) 「4. 補助金の交付」の補助金の交付を受ける場合、電気料金単価は補助金相当額を控除して算定すること。</p>
その他	<p>(1) 事業期間中に想定される主なリスクと責任分担については、別紙仕様書記載の別表1「リスク分担表」を基本とする。これに定めがないものについては、協議により決定する。</p> <p>(2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び南相馬市財務規則（平成 18 年規則第 37 号）第 179 条に基づき行政財産の使用許可とする。</p>

### 3. 補助金の交付

(1) 市が別途定める「南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業補助金交付要綱」に基づき、太陽光発電設備等の整備に要する費用に対して補助金を交付することとしており、その補助率及び補助上限額は次のとおりとする。

【補助金交付上限額等】 消費税及び地方消費税は除く

施設名	設備	補助率	補助上限額
鹿島生涯学習センター (農村環境改善センター)	ソーラーカーポート	1/3	27,789,000円
	蓄電池	2/3	12,400,000円

※蓄電池については業務用（20kwh 超）：16.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）の 2/3 を上限とする。

(2) 本補助金の対象となる経費は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））（以下「交付金」という。）の対象となるものに限る。なお、詳細は次項（3）対象となる経費および別紙仕様書（3）基本事項を参照すること。

(3) 対象となる経費

対象となる経費は以下を参考にすること。

・令和 8 年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業

募集要領「7. 提供資料及び資料の閲覧」(5)【参考】補助対象経費・対象外経費一覧

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象 事業要件）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）
- ・ソーラーカーポートを導入する場合は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業）」を参考にすること。
- ・地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）Q&A集（重点対策加速化事業）

#### 4. 事業スケジュール・事務手順

##### (1) 事業全体スケジュール

プロポーザルの実施	令和8年6月30日（火）予定
協定締結	令和8年7月上旬予定
施工期間	令和9年3月31日（水）まで
電力供給開始	令和9年4月 1日（木）予定

##### (2) 電力供給契約締結までの事務手順

項目	日程
プロポーザルの募集要領の公表	令和8年 5月15日（金）
資料閲覧期間 ※参照「7. 提供資料及び資料の閲覧」	令和8年 5月15日（金）から 令和8年 6月24日（水）17時まで
現地調査参加申込書の提出期限 ※参照「8. 現地調査参加申込」	令和8年 5月29日（金）12時必着
現地調査実施（任意）	令和8年 6月 2日（火）10：00～
質問書の提出期限 ※参照「9. 質問の受付及び回答」	令和8年 6月 4日（木）17時必着
質問書に対する回答	令和8年 6月 5日（金）予定
入札参加申請の受付 ※参照「16. 入札参加申請受付に関する事項」	令和8年 5月15日（金）から 令和8年 6月 9日（火）12時必着
参加申込みの受付 ※参照「10. 参加申込」	令和8年 5月15日（金）から 令和8年 6月10日（水）17時必着
参加資格要件確認結果通知	令和8年 6月11日（木）予定
プロポーザル参加辞退期限	令和8年 6月24日（水）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年 6月25日（木）17時必着
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年 6月30日（火）予定
評価結果の通知	令和8年 7月中旬予定
協定締結	令和8年 7月下旬予定
電力供給開始	令和9年 4月 1日（木）予定

## 5. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

本事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、本事業を行う能力を有する単独の法人又は複数の法人で構成する共同事業体とする。

応募者が共同事業体の場合は、事業役割を担う代表者が市との担当連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。参加表明時は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。共同事業体として応募する場合は、全ての構成員が（１）～（８）の要件を、いずれかの構成員が（９）の要件を満たすものとする。なお、応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （２） 令和 7・8 年度南相馬市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してあること。なお、名簿未登録者は「17. 入札参加申請受付に関する事項」を参照の上、令和 8 年 6 月 9 日（火）12 時必着で申請を行うこと。
- （３） 名簿登録者においては、南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年南相馬市告示第 4 号）に定める指名停止要件に該当しない者であること。
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- （５） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- （６） 法人税、法人事業税を完納していること。
- （７） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び南相馬市暴力団排除条例（平成 24 年南相馬市条例第 23 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と関係を有する者に該当しないこと。
- （８） 日本国内に本社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有していること。
- （９） 事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格は、共同企業体での参加の場合、本事業を実施する代表者、構成員いずれかの者が有していれば足りる。

その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中に含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。

## 6. 業務仕様

別紙「仕様書」のとおり。

## 7. 提供資料および資料の閲覧

- （１） 南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業補助金交付要綱及び様式
- （２） 配置図

- (3) 鹿島生涯学習センター単線結線図
- (4) 鹿島生涯学習センター電力使用量（30分デマンド値）2年分
- (5) 鹿島生涯学習センター電気料金請求書1年分
- (6) 【参考】補助対象経費・対象外経費一覧
- (7) 余剰電力供給可能施設（一例）電気使用量（30分デマンド値）及び電気料金請求書1年分
- (8) 既設設備図面 等

なお、(1)～(7)は以下の手続きにより、資料の閲覧及び提供可能データを格納したDVD（以下「DVD」という。）の貸与を受けることができるものとし、(8)については資料の閲覧を可とする。

#### ① 申込方法

「資料提供閲覧申請書及び誓約書（様式3）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名\_令和8年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業（様式3）」とすること。また、電子メールの件名は「会社名\_令和8年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業（様式3）」とすること。

#### ② 提供・閲覧期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月24日（水）まで（各日9時から17時まで）

#### ③ 提供・閲覧場所

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地  
担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

#### ④ 提出先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係  
電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347  
メール：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

#### ⑤ その他

- ア. 閲覧及び提供の日時は、申請者の希望日時を踏まえて担当部署から通知する。
- イ. 閲覧及び提供のために来庁する場合は、本人確認のため名刺を持参すること。
- ウ. (1)～(6)については担当課よりDVDにて受け取ること。(7)の閲覧は写真撮影のみ可とする。
- エ. 事業の公募型プロポーザルにおける提案書の作成以外の目的で利用しないこと。
- オ. 閲覧資料で知り得た情報は他へ漏らさないこと。
- カ. 資料の閲覧時に質問は受け付けない。質問がある場合は「質問書（様式8）」にて行うこと。
- キ. 閲覧及び提供資料に関する情報の漏えい、不正な利用等の事故が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに担当部署へ報告すること。
- ク. 「資料提供閲覧申請書及び誓約書（様式3）」に記載の【閲覧条件】を遵守し、誓約すること。

## 8. 現地調査参加申込

### (1) 申込方法

「現地調査参加申込書（様式4）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名\_令和8年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業（様式4）」とすること。

また、電子メールの件名は「会社名\_令和8年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業（様式4）」とすること。

(2) 提出期限

令和8年5月29日(金)12時必着

(3) 提出先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

メール：[kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp)

(4) その他

- ・現地調査は、最大120分程度を予定する。なお、使用中等により、調査時間内に立ち入りが不可能なエリアがあることが想定される。
- ・現地調査は2社以上の合同で実施する場合がある。
- ・現地調査を考慮した服装とし、徽章等から企業名が分からないように配慮すること。
- ・現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査への参加は必須ではない。

## 9. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

募集要領等に関する質問は、「質問書（様式8）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「プロポーザル質問（令和8年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業）」とすること。

質問等を含む問い合わせを施設へ連絡することは認めない。必ず、市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係へ行うこと。

(2) 提出期限

令和8年6月4日(木)17時必着

(3) 提出先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

(4) 質問の回答

令和8年6月5日（金）までに南相馬市ホームページに質疑に対する回答を掲載予定。回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。なお、質問の内容によっては回答できない場合もある。

## 10. 参加申込

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。提出の受付時間は平日の9時から17時までとする。

(2) 提出期限

令和8年6月10日(水)17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

(4) 提出書類

・ 参加申込書（様式1）

※共同企業体の場合は、代表者が「共同企業体名」で作成すること。

・ 会社概要書（様式2）

「資格及び登録」については共同企業体に含まれる企業が有している場合も対象とする。なお、根拠となる資料（写し可）を添付すること。

※共同企業体の場合は、代表者及び構成員が各々作成すること。

・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し）

※共同企業体の場合は、代表者、構成員分全て提出すること。

・ 業務実施体制表（様式5）

※共同企業体の場合は、提出不要

・ 共同企業体業務実施体制表（様式6）

※各法人の役割を明示し、特に電力供給契約の主体を明らかにすること。

※代表者が作成すること。なお、単体企業の場合は、提出不要

・ 協定書の写し（共同企業体の構成員にて締結していること）

※共同企業体の場合のみ提出すること。

・ 納税証明書（写し可。最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業税。提出日前3か月以内発行のもの）

※共同企業体の場合は、代表者、構成員分全て提出すること。

・ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

・ 令和7・8年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）

※共同企業体の場合は、共同企業体、代表者、構成員分全て提出すること。

・ 財務諸表（写し可。直近2ヵ年の貸借対照表、損益計算書）

※共同企業体の場合は、代表者、構成員分全て提出すること。

※法人設立直後のため、財務諸表等の決算書がない場合は、会社設立時の貸借対照表の写しを提出してください。

・ 業務実績一覧（様式7） ※実績がある場合のみ

過去5年度（令和3年度から令和7年度）において、本事業と類似の事業（高圧又は特別電圧受電施設の屋上又は屋根等において、当該施設で自家消費するための太陽光発電設備の設計及び施工）を行った実績を有していること。ただし、実績は公共施設でなくとも構わない。

なお、契約書等の業務実績の根拠となる資料も併せて提出すること。

※共同企業体の場合は、代表者、構成員いずれかの実績で構わない。

・ 登録小売電気事業者の登録に関する通知等の証明書類（該当する場合のみ）

※共同企業体の場合は、代表者、構成員いずれかの実績で構わない。

(5) 提出部数

各1部とする。

(6) 提出先

住所：〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

(7) 参加資格要件確認結果通知

令和8年6月11日(木)まで(予定)に通知する。

(8) その他

- ・参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について、令和8年6月17日(水)までに書面(様式は自由とする。ただしA4判とする)により説明を求められることができる。市は、説明を求められたときは、令和8年6月19日(金)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- ・参加受付後に「5. 公募条件(プロポーザル参加資格要件)」の要件を欠く事実が判明した場合や「15. その他(10)」に該当した場合は、失格とする。

## 11. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月25日(木) 17時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

(3) 提出の形式・部数

- ・企画提案書：正本1部
- ・企画提案書のデータを保存した電子媒体(CD-R等)：1枚

(4) 提出先

住所：〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

(5) 提出書類

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされ企画提案書等の提出を依頼された者は、別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成し、提出すること。

① 企画提案書表紙(様式9)

② 企画提案書(任意様式：Word、Excel、PowerPoint等)

仕様書に対する取組方法を具体的に記載し、文書を補完する図表、写真等の使用も可とする。また、文字サイズは、図表を除いて10.5ポイント以上とする。

なお、提案書の枚数に制限は設けないが、簡潔にまとめること。

③ プレゼンテーションの際に、提出資料以外での発表は認めないため、プレゼンテーションをすることを想定し、資料を作成すること。

④ 企画提案書には、次の事項を記載すること。

ア 実施方針

- ・提案の基本方針、概要、設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量



- ・当該施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））。平常時の使用電力について、単独または蓄電池を併用することで、発電した電力を最大限自家消費できること。
- ・当該施設で発電した電力のうち、自家消費できず余剰電力となった電力が生じた場合、その余剰電力見合い分（以下「余剰電力」という。）を、別紙仕様書記載の別表2「余剰電力供給可能施設（一例）」（以下「余剰電力供給施設」という。）に供給することも可能とする。ただし、その場合は当該施設に設置した太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を当該施設で消費することとし、当該施設が消費する電力量を含めて50%以上を、余剰電力供給施設で消費すること。
- ・余剰電力については、非化石証書（トラッキング付非化石証書（再エネ指定））を活用することにより、発電した箇所の所在地がわかるようにすること。
- ・供給される余剰電力量が施設全体の電力需要量を下回る場合、事業者は不足する電力（小売電力）を再生可能エネルギーにより供給することも可能とする。  
その場合、登録小売電気事業者の登録に関する通知等の証明書類を提出すること。

#### ウ 蓄電池設備容量

- ・蓄電池の導入は必須とする。
- ・想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討し、平時用、非常用等の使用目的を明確にすること。
- ・本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。

#### エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備や蓄電池等の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。なお、配置可能エリアについては提供資料内の配置図を確認すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であることを説明すること。

#### オ 自家消費電力量及び二酸化炭素排出削減量

- ・当該施設における想定自家消費電力量を記載すること。検討にあたっては、「イ 太陽光発電設備容量」を踏まえて自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・自家消費率（想定自家消費電力量を施設の使用電力量で除したもの）を算定し、記載すること。
- ・施設における1年間の二酸化炭素排出削減量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和7年3月環境省地球環境局公表）で定められている数値を使用すること。

#### カ PPA料金単価及び発電設備導入前後の電気料金及び参考見積書

- ・単価は原則事業期間中一定とし、現状の電気需要量及び単価をもとに算定し、現状の単価と同額以下の単価となる提案をすること。提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。  
ただし、当該事業期間中に、市が起因となり、施設の使用状況等が変化し電気使用量が著しく低下する場合は、市と協議の上単価の見直しをすることも可能とする。
- ・契約単価には、太陽光発電設備等の設置、運転・維持管理、撤去、リスクに対す

る費用や使用電力の環境価値等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めること。

- ・内訳書には対象経費、対象外経費を明確に記載すること。
- ・契約単価の算出根拠について明らかにすることとし、当該補助金の交付を受ける場合の P P A 料金単価で提案すること。なお、交付率は「4. 補助金の交付」のとおりとする。
- ・市補助金を充当した提案単価と市補助金を充当しなかった単価についても参考として提示すること。
- ・運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと。

#### キ 事業シミュレーション

ク 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール、工事期間中の施設及びその周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）、施工、維持管理に関しては市内事業者活用の提案を求める。

ケ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制、技術者の配置計画等

コ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画  
ただし、運転管理、維持管理期間にやむを得ず大規模な設備改修や修繕等が発生する場合は、市と協議の上、価の見直しをすることも可能とする。

サ 故障、緊急時の対応体制図

シ 事業実施中のリスクに対する対策（損害保険の補償内容、適用範囲、その他の対策等）

### （6）留意事項

- ・「企画提案書表紙」を除く全ページに通し番号を付けること。
- ・提出書類を提出する際には、ホッチキス等を使わず、クリップやクリアファイル等を用いる（簡単にバラバラに出来る状態で提出する）こと。
- ・書類は A 4 判・縦・両面印刷での作成を基本とする。A 3 判を使用してもよいが、その場合は A 4 判 2 枚とカウントし、A 4 判・縦と同等のサイズに折り提出すること。

## 1 2 . P P A 事業候補者の選定方法

### （1）審査体制

市が設置する「令和 8 年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」において審査を実施し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を受託候補者として選定する。

### （2）プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書をもとに、委員会において、プレゼンテーション（提案者による企画提案書の説明）及びヒアリング（委員会からの質疑等）を実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは令和 8 年 6 月 30 日（火）を予定しているが、詳細な日時が確定次第、参加申込みがあった事業者に対して、改めてお知らせを行う。

### （3）プレゼンテーションの注意事項

- ・プレゼンテーション等の参加人数は一事業者あたり 5 名程度までとし、当業務の担当予定者が実施する。

- ・プレゼンターは本業務の主担当予定者が行う。
- ・一事業者あたりの持ち時間は50分とし、説明時間30分以内、質疑応答20分以内とする。
- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等は提案者が準備する。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書及び補足資料のみで行うこと。
- ・提出した企画提出書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ・当日のタイムスケジュールについては、対象事業者に対し、別途通知する。

(4) 審査基準

企画提案に対して「13. 評価項目」に基づいて審査を行う。

(5) 受託候補者の選定

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先受託候補者として選定し、次点の者を第2優先受託候補者として選定する。なお、原則、第3優先受託候補者以降は選定しない。

総合得点の最も高い提案をした受託候補者が複数存在した場合（同得点1位）、委員長を除く委員会委員の多数決をもって、優先交渉権者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。審査結果については、南相馬市ホームページにおいて公表する。この場合において参加事業者の名称は、第1優先受託候補者のみ公表する。

また、選定結果について、参加事業者に対し自己の結果のみ通知する。

なお、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は非公開とし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けられないものとする。

### 13. 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

審査項目	各審査項目における詳細	評価基準	評点
<b>様式評価</b>			<b>10点</b>
様式2 会社 概要書	資格認定 状況	・本事業に関連する資格認証を保有しているか。	5点
様式7 業務実績 一覧	業務遂行 能力	・本業務と類似業務の受注実績があるか。	5点
<b>提案書評価</b>			<b>75点</b>
事業の実施 内容	導入設備の 内容	・導入設備の規模は適切か ・温室効果ガスの削減効果	10点
	導入設備の 仕様	・太陽光発電及び蓄電池の設置・運用方法 ・施設利用者への影響	10点
事業の実施 体制	工事遂行 能力	・工事実施体制 ・施工スケジュール ・施工品質	10点

		・安全性	
	事業実施中の リスク対応	・事業実施中に想定されるリスクについて対応できる提案となっているか。	15点
	事業継続性・ メンテナンス 計画	・事業継続を保証できる提案となっているか。 ・補償期間、補償内容、損害保険等は妥当か。 ・資金調達に問題はないか。(経常利益・黒字年数・自己資本比率等)	15点
独自提案	提案内容 具体性 確実性 実現性 独創性	・環境への配慮 ・地域貢献 ・余剰電力の活用方法 ・市のゼロカーボン推進に係る独自の提案	15点
<b>費用</b>			<b>15点</b>
契約単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の料金単価についてその内訳・算出根拠が明確示されているか。また、現状の小売電気事業者から買価格と同等又はそれ以下で、電気料金が低減されているか</li> <li>20年間の事業シミュレーションにおいて、料金単価についての内訳、算出根拠が明確に示されているか。</li> </ul>		15点

#### 14. 契約の締結等

##### (1) 協定締結の手続きについて

審査結果に基づき選定した第1優先受託候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、市と候補者で協議が整った場合には、太陽光発電設備設置等に係る協定を締結するものとする。

なお、第1優先受託候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先受託候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、協定を締結するものとする。

##### (2) 契約内容について協議後、「(様式11) 補助金算出計算書」を提出のうえ、市が別途定める「南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付申請を行うものとする。

##### (3) 契約締結の手続きについて

(1)の協定に基づく太陽光発電設備の設置等完了後、市が提示した参考価格の範囲内で電力供給開始日から20年間の電力供給契約を締結するものとする。なお、共同参加の場合は参加する法人のうち電気小売事業者である者と電力供給契約を締結する。

##### (4) 契約保証金について

契約保証金については免除とする。

#### 15. その他

##### (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、市に帰属するものとする。
- (4) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (5) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- (6) 参加申込書の提出後に辞退する場合には、令和8年6月24日（水）17時までに「プロポーザル参加辞退届（様式10）」を提出すること。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (8) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (9) 名簿に登録していない者の入札参加申請の受付方法については、下記「16. 入札参加申請受付に関する事項」を参照のこと。
- (10) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
  - ① 「5. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）」を満たさなくなった場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 提出書類が本要領で定める方法等に適合しない場合
  - ④ 委員会の委員長及び選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
  - ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ⑥ ①から⑤で定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## 16. 入札参加申請受付に関する事項

- (1) 申請に必要な書類及び申請方法
 

申請は、「南相馬市入札参加資格審査申請の手引」を確認のうえ、申請書類を「(5) 申請の担当課及び問合せ先」まで郵送のこと。

(手引や申請書は南相馬市ホームページからダウンロードしてください。)
- (2) 申請期限
 

令和8年6月9日（火）12時必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (3) 申請受付時間
 

9時から17時まで（持参する場合は正午から13時を除く）
- (4) 申請に関する留意点
 

申請の際には、「令和8年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業」に関する申請書提出のためである旨を明記すること。

  - ① 本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も(2)申請受付期間に限り受け付ける。
  - ② 実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。
- (5) 入札参加申請の担当課及び問合せ先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
 

担当：南相馬市 総務部 財政課 契約係（南相馬市役所本庁舎3階）  
 住所：〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地  
 電話：0244-24-5225 FAX：0244-24-5214

#### 17. 担当及び問合せ先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

住所：〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

メール：[kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp)